

一般競争入札公告

(仮称)社会福祉法人織の音の発注する工事の受注について、下記のとおり一般競争入札を行いますので公告いたします。

令和7年7月22日

(仮称)社会福祉法人 織の音
設立代表者 入澤二郎

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称)グループホーム 織りおん 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県さいたま市西区二ツ宮 83 番地
- (3) 工事内容 新築工事 木造 地上 2 階建て
建築工事一式、電気・空調設備工事一式、
給排水衛生設備工事一式、外構工事一式等。
- (4) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで(諸官庁検査済証取得を含む)。
- (5) 設計金額 非公開
- (6) 建物概要:
 - 構造::木造 地上 2 階建て
 - 用途::共同生活援助(障害者のグループホーム) 9 室
短期入所(ショートステイ) 2 室、相談支援事業所
 - 延床面積::297.19 m²
 - 建築面積: 171.38 m²
 - 敷地面積::646 m²

2. 入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有(非公開)
- (3) 入札予定価格 有(非公開)
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格 以下の全ての条件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法または民事再生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者は再審査を受けていること。
- (3) さいたま市の令和7年度・8年度建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建築工事)に登載されている単体業者で、業種格付(建築工事)S級の要件を満たす事業者であること(事業所の所在地はさいたま市以外でも応募可能)。
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。
- (5) 「社会福祉施設」関連の施工実績があること。

- (6)「社会福祉施設」関連の施工管理経験のある技術者がいること。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る暴力団排除措置を受けていない者であること。
- (9) 建設業の許可を有すること。
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。また、設計事務所等の受託者や、当該受託者と資本または人事面で関連のある企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する事業者は、以下の要領で一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出すること。

- (1) 受付期間 公告日から令和7年7月29日(火曜) 午後 5 時締切。
- (2) 受付時間 期間中の午前 9 時から午後 5 時まで。
- (3) 提出書類:
 - 一般様式 2 及び 3 は、下記(5)の問合せ先に e-mail にて請求すること。
 - ア) 一般競争入札参加資格等確認申請書 (一般様式 2)
 - イ) 一般競争入札参加資格等確認資料 (一般様式 3)
 - ウ) 法人登記簿謄本 (原本)
 - エ) 会社案内、会社経歴書、建設業許可証明書(「建設工事」)の写し
 - オ) さいたま市の令和7・8年度競争入札参加資格ランクを証する書類の写し

- (4) 提出方法:
 - 上記書類を下記提出先まで郵送、または事前に連絡の上、来所・持参してください。
 - ・提出先 (仮称)社会福祉法人 織の音 設立代表者 入澤 二郎 担当者 金 福漢
 - ・所在地 さいたま市北区宮原町 3-473
 - ・電話番号 048-776-9882
 - ・FAX 番号 048-653-1355
 - ・e-mail orinone.art.w@gmail.com
- (5) 問合せ先: 上記提出先と同じ。

5. 一般競争入札参加資格確認及び設計図書等の配付

- (1) 提出された申請書は審査され、令和7年7月30日(水曜)付で参加資格の有無を書面にて通知する。
- (2) 入札参加資格が「有」と確認された事業者には、以下の設計図書等を貸与にて配付する。
 - * 配付された設計図書等は見積以外には使用しないこと。
 - 〔設計図書等〕 入札説明要綱、設計図、入札書様式、委任状様式、質疑応答書
- (3) 入札日までに現地確認を希望する者は、上記 4 (5)の問合せ先に電話または e-mail にて申し込むこと。

6. 入札日程等

- (1) 公告日: 令和7年7月22日(火曜)
- (2) 応募締切日時: 令和7年7月29日(火曜) 午後5時までに必着
- (3) 結果通知日: 令和7年7月30日(水曜)
- (4) 設計図書等配付日: 令和7年7月30日(水曜)
- (5) 質疑書提出日時: 令和7年8月5日(火曜) 正午12時までに必着。
- (6) 質疑回答日時: 令和7年8月8日(金曜) 午後5時までとする。
*質疑回答は全ての入札参加業者へまとめて回答します。
- (7) 入札日時: 令和7年8月19日(火曜) 10時以降、時間は事前に指定する。
(開始10分前までに受付を完了すること)
- (8) 入札場所: 相談支援事業所「ここ音」(さいたま市北区宮原町3-481-2、1階)

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札で予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。ただし、初回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加出来ないものとする。入札は2回までとする。ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合、再度の入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、以下の条件を順守した上で、交渉による随意契約とする。
ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合、随意契約は行わない。
 - ① 最低価格で入札した者に契約意思がある場合(契約意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)。
 - ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
 - 条件1 随意契約の条件: 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2 交渉の過程で入札予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3 入札の条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4 契約額が確定しない場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑥次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合において、その個所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたものの、または 2 以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 契約に関する細目は、民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠します。
(必要に応じた補正を行うこと)。
- (2) 契約保証金の徴収は免除します。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証)によるものとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約は行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、本会の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 支払いについては、着工時 10%、補助金受け入れ後速やかに残額 90%の支払いを行う。
- (8) 工事期間は、契約の確定の日から令和8年 2 月 28 日までとする。

10. 特記事項

- ・本工事は補助金を受けて行うものであり、「さいたま市社会福祉施設等整備工事検査実施要項」に基づき検査をうけるものとする。
- ・工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分の後片付け及び清掃を徹底すること。
- ・周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行の支障のないように交通の安全確保に努めてください。また、工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。
- ・その他、関係法令等契約内容等を厳守し、市から指導等があった場合は、それに従うこと。